

教育委員会会議 定例会

平成 28 年 11 月 24 日

# 提出議案綴

山梨県教育委員会

## 1 議 案

- 第 24 号 平成28年度12月補正予算概要
- 第 25 号 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 第 26 号 山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第 27 号 職員の処分について
- 第 28 号 山梨県立図書館の指定管理者の指定について
- 第 29 号 山梨県図書館協議会委員の委嘱・任命について

## 2 報 告 事 項

- ( 9 ) 周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）内における無断開発について

## 3 その他報告

## 議案第 24 号

## 平成 28 年度 12 月 補正 予算 (案) 概要

## 一般会計

## 【目的別】

(単位：千円)

区 分	既定予算額	補正予算額	計(A)	構成比	27年度12月現	構成比	対前年度比較	前年比
				%	計予算額(B)	%	A - B	A/B %
教育委員会所管一般会計	86,401,236	1,295,789	87,697,025	100.0	85,865,667	100.0	1,831,358	102.1
第2款 総務費	203,759	372	204,131	0.2	158,559	0.2	45,572	128.7
第1項 総務管理費	203,759	372	204,131	0.2	158,559	0.2	45,572	128.7
第8款 土木費	0	524,647	524,647	0.6	0	0.0	524,647	0.0
第4項 都市計画費	0	524,647	524,647	0.6	0	0.0	524,647	0.0
第10款 教育費	86,197,477	770,770	86,968,247	99.2	85,707,108	99.8	1,261,139	101.5
第1項 教育総務費	14,531,492	33,051	14,564,543	16.6	14,300,205	16.7	264,338	101.8
第2項 小学校費	26,058,986	299,880	26,358,866	30.0	26,637,162	31.0	Δ 278,296	99.0
第3項 中学校費	15,940,962	178,196	16,119,158	18.4	16,126,185	18.8	Δ 7,027	100.0
第4項 高等学校費	18,558,285	165,392	18,723,677	21.4	18,041,131	21.0	682,546	103.8
第5項 特別支援学校費	7,502,604	94,251	7,596,855	8.7	6,995,214	8.1	601,641	108.6
第6項 社会教育費	2,200,244	0	2,200,244	2.5	2,314,195	2.7	Δ 113,951	95.1
第7項 保健体育費	1,404,904	0	1,404,904	1.6	1,293,016	1.5	111,888	108.7

## 【性質別】

(単位：千円)

区 分	既定予算額	補正予算額	計(A)	構成比	27年度12月現	構成比	対前年度比較	前年比
				%	計予算額(B)	%	A - B	A/B %
1 消費的経費	82,165,130	742,857	82,907,987	94.6	83,136,807	96.8	Δ 228,820	99.7
人件費	74,119,513	742,857	74,862,370	85.4	75,442,737	87.8	Δ 580,367	99.2
(委員等報酬)	879,854	0	879,854	1.0	889,165	1.0	Δ 9,311	99.0
(職員給)	65,365,329	742,857	66,108,186	75.5	66,294,511	77.2	Δ 186,325	99.7
(退職金)	7,756,512	0	7,756,512	8.8	8,146,249	9.5	Δ 389,737	95.2
(その他)	117,818	0	117,818	0.1	112,812	0.1	5,006	104.4
物件費	4,700,255	0	4,700,255	5.4	5,037,589	5.9	Δ 337,334	93.3
維持補修費	90,756	0	90,756	0.1	91,952	0.1	Δ 1,196	98.7
扶助費	649,417	0	649,417	0.7	579,219	0.7	70,198	112.1
補助費等	2,605,189	0	2,605,189	3.0	1,985,310	2.3	619,879	131.2
2 投資的経費(普通建設)	4,220,839	552,932	4,773,771	5.4	2,712,457	3.2	2,061,314	176.0
補助事業	555,553	0	555,553	0.6	286,233	0.3	269,320	194.1
単独事業	3,665,286	552,932	4,218,218	4.8	2,426,224	2.8	1,791,994	173.9
3 貸付金	3,864	0	3,864	0.0	4,200	0.0	Δ 336	92.0
4 繰出金	11,403	0	11,403	0.0	12,203	0.0	Δ 800	93.4
5 投資及び出資金	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計	86,401,236	1,295,789	87,697,025	100.0	85,865,667	100.0	1,831,358	102.1

## 【提案理由】

一般会計歳入歳出予算の総額を 1,295,789千円増額し、歳入歳出それぞれ 87,697,025千円としたい。これが、この案件を提出する理由である。

平成28年度12月補正予算(案)概要

(単位:千円)

課室名	事業名等	予算額 (財源)	事業の概要		
学校施設課	① 峡南地域単位制・総合制高校建設事業費	5,909	魅力と活力ある高校づくりを推進するため、増穂商業高校、市川高校及び峡南高校を再編し、単位制の総合制高校を設置する。		
		(県費 5,909)	当初予算額	補正額	計
		0	5,909	5,909	
学校施設課	① 児童心理治療施設附属支援学校建設事業費	22,376	発達障害等に係る医療等の高度化及び支援体制の強化を図るため、子どもの心のケアに係る総合拠点に設置する特別支援学校を整備する。		
		(県債 16,000) (県費 6,376)	当初予算額	補正額	計
		0	22,376	22,376	
スポーツ健康課	① 富士北麓公園陸上競技場改修事業費	524,647	東京オリンピック・パラリンピック大会の事前合宿等の誘致に向け、ラグビー及び陸上の競技団体が定める施設基準に合致するよう、富士北麓公園陸上競技場を改修する。		
		(県債 466,000) (県費 58,647)	当初予算額	補正額	計
		0	524,647	524,647	

債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
県立図書館の管理について協定を締結すること。	平成29年度から平成32年度まで	323,611

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	補正後	
		事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	青少年センター費	51,248
8 土木費	4 都市計画費	都市公園管理費	524,647
10 教育費	4 高等学校費	高校施設整備費	75,492
	5 特別支援学校費	甲府支援学校等施設整備費	22,376

議案第 25 号

山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成28年10月17日付けの給与に関する勧告等に鑑み、所要の改正を行う必要がある。

## 条例の概要

### 教育庁福利給与課

題 名	山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
趣 旨	山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成28年10月17日付けの給与に関する勧告等に鑑み、所要の改正を行う必要がある。
内 容	<p>○ 公民の給与較差に基づく給与改定</p> <p>1 給料表の改定（平均改定率0.2%） 若年層に重点を置きながら給料月額を引き上げる。</p> <p>2 諸手当の改定</p> <p>ア 扶養手当 子に係る手当の月額を1人につき9,000円（現行6,500円）に引き上げる。</p> <p>イ 地域手当 県内の地域に在勤する教育職員の支給割合を3.5%（現行3.3%）とする。</p> <p>ウ 期末・勤勉手当 一般職員について、勤勉手当の年間支給月数を引き上げる。</p> <p>（ア）平成28年度</p> <p style="padding-left: 40px;">12月期 0.8月 → 0.9月（+0.1月） （特定幹部職員 1.0月 → 1.1月（+0.1月））</p> <p>（イ）平成29年度以降</p> <p style="padding-left: 40px;">6月期 0.8月 → 0.85月（+0.05月） （特定幹部職員 1.0月 → 1.05月（+0.05月）） 12月期 0.8月 → 0.85月（+0.05月） （特定幹部職員 1.0月 → 1.05月（+0.05月））</p> <p>※ 期末・勤勉手当の年間支給月数 4.2月 → 4.3月（+0.1月） ※ 再任用職員及び特定任期付職員についても、一般職員に準じて年間支給月数を引き上げる。</p>
施行期日	公布の日から施行する。ただし、2ウ（イ）については、平成29年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	1並びに2ア及びイについては平成28年4月1日から、2ウ（ア）については同年12月1日から適用する。

																					第
	項						第														
	第二				う																号
	号中				に																
	「及				正																
	び孫				す																
	」を				る																
	削り				。																
	、同																				
	項中																				
	第五																				
	号を																				
	第六																				
	号と																				
	し、																				
	第四																				
	号を																				
	第五																				
	号と																				
	し、																				
	第																				











## 教育職給料表(一)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	199,500	260,000	328,200	416,100
	2	156,700	201,200	262,500	330,400	417,900
	3	158,200	202,900	264,800	332,700	419,700
	4	159,700	204,600	267,100	334,800	421,400
	5	161,400	206,400	269,700	337,100	422,900
	6	163,300	208,100	272,100	339,300	424,400
	7	165,100	209,800	274,300	341,600	426,300
	8	166,900	211,400	276,500	343,900	428,200
	9	168,700	213,200	278,800	345,800	430,000
	10	170,800	215,100	281,100	347,900	431,800
	11	172,800	217,000	283,500	350,100	433,700
	12	174,800	218,900	285,700	352,200	435,500
	13	176,800	220,600	288,100	354,300	437,200
	14	179,000	222,600	290,200	356,300	439,100
	15	181,200	224,600	292,100	358,300	440,900
	16	183,400	226,600	294,100	360,300	442,800
	17	185,700	228,500	296,300	362,100	444,500
	18	188,300	231,200	298,800	364,000	446,300
	19	190,800	233,900	301,300	366,000	448,100
	20	193,300	236,600	304,000	368,000	449,900
	21	195,800	239,200	306,300	369,700	451,500
	22	197,500	242,000	308,900	371,600	453,200
	23	199,200	244,600	311,200	373,500	455,100
	24	200,900	247,300	313,900	375,400	456,800
	25	202,400	249,800	316,500	376,800	458,500
	26	204,100	252,300	318,800	378,600	460,100
	27	205,800	254,800	321,200	380,400	461,700
	28	207,400	257,100	323,400	382,300	463,200
	29	208,900	259,800	325,700	384,200	464,700
	30	210,600	262,200	327,700	386,100	466,000
	31	212,300	264,400	329,900	388,000	467,300
	32	214,000	266,600	332,100	390,000	468,600
	33	215,600	268,800	334,100	391,700	469,800
	34	217,400	271,000	336,200	393,400	470,500
	35	219,200	273,200	338,400	395,000	471,200
	36	221,000	275,200	340,500	396,800	471,900
	37	222,600	277,500	342,600	398,000	472,500
	38	224,400	279,500	344,700	399,500	
	39	226,200	281,400	346,900	400,900	
	40	228,000	283,400	349,000	402,300	
	41	229,700	285,200	351,100	404,000	
	42	231,400	287,600	353,200	405,400	
	43	233,000	289,900	355,200	406,700	
	44	234,600	292,400	357,300	408,200	
	45	236,200	294,500	359,200	409,800	
	46	237,600	297,000	361,200	411,100	
	47	238,900	299,300	363,200	412,600	
	48	240,100	302,000	365,200	414,200	
	49	241,600	304,400	366,900	415,900	
	50	243,100	306,800	368,700	417,300	
	51	244,300	309,300	370,600	418,900	
	52	245,800	311,600	372,600	420,400	

53	247,000	313,900	374,500	422,100
54	248,200	316,100	376,300	423,600
55	249,600	318,200	378,100	425,200
56	250,700	320,400	379,800	426,800
57	252,000	322,600	381,300	428,300
58	253,100	324,700	382,900	429,800
59	254,200	326,900	384,600	431,000
60	255,400	328,900	386,300	432,200
61	256,700	331,000	387,500	433,400
62	258,000	333,100	388,900	434,700
63	259,400	335,300	390,300	436,000
64	260,600	337,500	391,600	437,200
65	261,900	339,400	393,000	438,400
66	263,400	341,600	394,200	439,600
67	264,900	343,700	395,600	440,800
68	266,600	345,900	397,000	442,000
69	268,100	347,800	398,300	443,200
70	269,500	349,700	399,600	444,400
71	270,900	351,800	401,000	445,600
72	272,300	353,800	402,300	446,800
73	273,400	355,500	403,600	447,900
74	274,800	357,400	405,000	448,500
75	276,200	359,200	406,400	449,000
76	277,400	361,100	407,700	449,500
77	278,800	363,000	408,900	450,000
78	280,000	364,700	410,100	
79	281,200	366,400	411,400	
80	282,400	368,000	412,800	
81	283,500	369,500	414,100	
82	284,700	371,000	415,300	
83	285,900	372,500	416,300	
84	287,100	373,900	417,500	
85	288,300	375,000	418,700	
86	289,400	376,400	419,900	
87	290,500	377,800	421,100	
88	291,700	379,100	422,100	
89	292,900	380,400	423,200	
90	294,000	381,700	424,200	
91	295,200	382,900	425,200	
92	296,400	384,200	426,200	
93	297,100	385,500	427,100	
94	298,100	386,600	427,900	
95	299,200	387,900	428,700	
96	300,400	389,100	429,500	
97	301,400	390,500	430,300	
98	302,500	391,500	430,700	
99	303,500	392,600	431,100	
100	304,600	393,600	431,500	
101	305,500	394,500	431,900	
102	306,600	395,500	432,200	
103	307,700	396,600	432,500	
104	308,700	397,700	432,800	
105	309,300	398,400	433,100	
106	310,200	399,300	433,400	
107	311,000	400,200	433,700	
108	311,800	401,100	433,900	
109	312,700	401,900	434,100	
110	313,100	402,800		
111	313,500	403,600		
112	314,000	404,400		
113	314,600	405,000		
114	315,000	405,700		
115	315,500	406,400		
116	316,000	407,100		

再任  
用職  
員及  
び任  
期付  
職員  
以外  
の職  
員

117	316,600	407,700			
118	317,100	408,200			
119	317,500	408,600			
120	318,000	409,000			
121	318,500	409,400			
122	318,900	409,700			
123	319,400	410,000			
124	319,900	410,200			
125	320,500	410,400			
126	320,800	410,700			
127	321,100	411,000			
128	321,400	411,200			
129	321,600	411,400			
130	321,900	411,700			
131	322,200	412,000			
132	322,500	412,200			
133	322,700	412,400			
134	322,900	412,700			
135	323,100	413,000			
136	323,400	413,200			
137	323,700	413,400			
138	323,900	413,700			
139	324,200	414,000			
140	324,500	414,200			
141	324,700	414,400			
142	324,900	414,700			
143	325,200	415,000			
144	325,400	415,200			
145	325,700	415,400			
146	325,900				
147	326,200				
148	326,500				
149	326,700				
150	326,900				
151	327,200				
152	327,500				
153	327,700				
再任用職員	233,200	273,500	302,200	330,300	414,400
任期付職員	199,500				

- 備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- (二) この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

## 教育職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,200	171,100	260,000	289,000	405,900
	2	156,700	173,200	262,500	291,600	407,400
	3	158,200	175,300	264,800	294,500	408,900
	4	159,700	177,500	267,100	297,000	410,400
	5	161,400	179,500	269,700	299,500	411,800
	6	163,300	181,700	272,100	301,900	413,200
	7	165,100	183,900	274,300	304,200	414,700
	8	166,900	186,100	276,500	306,600	416,300
	9	168,700	188,400	278,800	309,000	417,700
	10	170,800	191,200	281,100	311,600	419,100
	11	172,800	193,900	283,500	314,300	420,500
	12	174,800	196,600	285,700	317,200	421,800
	13	176,800	199,500	288,100	319,700	423,100
	14	179,000	201,200	290,200	321,700	424,500
	15	181,200	202,900	292,100	323,700	425,900
	16	183,400	204,600	294,100	326,000	427,300
	17	185,700	206,400	296,300	328,200	428,500
	18	188,300	208,100	298,800	330,400	429,800
	19	190,800	209,800	301,300	332,700	431,000
	20	193,300	211,400	304,000	334,800	432,300
	21	195,800	213,200	306,300	337,100	433,400
	22	197,500	215,100	308,900	339,300	434,600
	23	199,200	217,000	311,200	341,600	435,900
	24	200,900	218,900	313,900	343,900	437,200
	25	202,400	220,600	316,500	345,800	438,500
	26	204,000	222,600	318,800	347,600	439,700
	27	205,600	224,600	321,200	349,500	440,700
	28	207,100	226,600	323,400	351,400	441,800
	29	208,800	228,500	325,700	353,200	443,000
	30	210,500	231,200	327,700	355,000	443,800
	31	212,200	233,900	329,900	356,700	444,600
	32	213,900	236,600	332,100	358,600	445,500
	33	215,400	239,200	334,100	360,200	446,400
	34	217,100	242,000	336,200	361,900	446,900
	35	218,800	244,600	338,300	363,600	447,400
	36	220,500	247,300	340,300	365,400	447,900
	37	222,000	249,800	342,300	367,300	448,400
	38	223,700	252,300	344,200	368,800	
	39	225,400	254,800	346,200	370,300	
	40	227,100	257,100	348,100	371,900	
	41	228,700	259,800	349,900	373,100	
	42	230,400	262,200	351,700	374,500	
	43	232,000	264,400	353,500	375,900	
	44	233,600	266,600	355,200	377,400	
	45	235,300	268,800	357,000	378,900	
	46	236,800	271,000	358,700	380,500	
	47	238,200	273,200	360,200	382,100	
	48	239,600	275,200	361,800	383,600	

	49	241,000	277,500	363,100	385,000
	50	242,400	279,500	364,600	386,500
	51	243,900	281,400	366,200	388,000
	52	245,100	283,400	367,800	389,400
	53	246,200	285,200	369,300	390,600
	54	247,600	287,600	370,800	391,900
	55	248,800	289,900	372,300	393,000
	56	250,000	292,400	373,800	394,100
	57	251,200	294,500	375,300	395,500
	58	252,400	297,000	376,700	396,700
	59	253,500	299,300	378,100	397,900
	60	254,700	302,000	379,400	399,200
	61	256,100	304,400	380,300	400,400
	62	257,300	306,800	381,500	401,400
	63	258,500	309,300	382,700	402,800
	64	259,400	311,600	383,800	404,100
	65	260,400	313,900	384,700	405,300
	66	261,800	316,100	385,900	406,400
	67	263,200	318,200	386,900	407,600
	68	264,700	320,400	388,000	408,700
	69	266,300	322,600	389,200	409,700
	70	267,800	324,700	390,200	410,900
	71	269,300	326,900	391,300	412,100
	72	270,700	328,900	392,500	413,300
再任職 用員及 び任期 付職員 以外の 職員	73	271,800	331,000	393,500	413,900
	74	273,000	333,100	394,600	414,700
	75	274,300	335,300	395,700	415,400
	76	275,500	337,500	396,800	415,900
	77	276,900	339,300	397,700	416,200
	78	278,000	341,200	398,600	416,600
	79	279,200	343,100	399,600	417,000
	80	280,400	344,900	400,600	417,400
	81	281,600	346,700	401,400	417,700
	82	282,500	348,500	402,200	418,100
	83	283,700	350,100	402,900	418,500
	84	284,900	351,900	403,700	418,800
	85	285,900	353,200	404,400	419,100
86	286,800	354,800	405,200	419,500	
87	287,700	356,300	405,900	419,900	
88	288,700	357,800	406,600	420,200	
89	289,800	359,200	407,200	420,500	
90	290,700	360,500	407,900	420,800	
91	291,600	361,900	408,400	421,100	
92	292,500	363,300	409,100	421,300	
93	292,900	364,800	409,500	421,500	
94	293,600	366,100	409,900		
95	294,300	367,400	410,200		
96	295,100	368,600	410,500		
97	295,900	369,600	410,800		
98	296,700	370,600	411,100		
99	297,500	371,600	411,400		
100	298,200	372,600	411,600		
101	299,100	373,500	411,800		
102	299,600	374,500	412,100		
103	300,100	375,500	412,400		
104	300,600	376,500	412,600		



105	300,800	377,300	412,800		
106	301,200	378,200	413,100		
107	301,500	379,100	413,400		
108	301,700	380,100	413,600		
109	301,900	380,900	413,800		
110	302,100	381,900			
111	302,400	382,900			
112	302,700	383,900			
113	302,900	384,500			
114	303,100	385,400			
115	303,300	386,300			
116	303,600	387,200			
117	303,900	388,000			
118	304,200	388,700			
119	304,500	389,500			
120	304,800	390,300			
121	304,900	390,900			
122	305,100	391,700			
123	305,400	392,400			
124	305,700	393,100			
125	305,900	393,700			
126		394,400			
127		394,900			
128		395,500			
129		396,200			
130		396,800			
131		397,300			
132		397,800			
133		398,100			
134		398,400			
135		398,700			
136		399,000			
137		399,300			
138		399,600			
139		399,900			
140		400,200			
141		400,500			
142		400,800			
143		401,100			
144		401,400			
145		401,600			
146		401,900			
147		402,200			
148		402,400			
149		402,600			
150		402,900			
151		403,200			
152		403,400			
153		403,600			
154		403,900			
155		404,200			
156		404,400			
157		404,600			
再任用職員	224,400	270,300	297,300	323,600	404,400
任期付職員	199,500				

備考 (一) この表は、中学校及び小学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。  
(二) この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第三 (第五條関係)

## 教育職給料表 (三)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	178,200	213,000	272,600	343,300	476,200
	2	180,800	215,100	275,600	346,300	478,400
	3	183,400	217,200	278,400	349,400	480,600
	4	186,100	219,300	281,200	352,700	482,700
	5	188,800	221,200	284,100	355,600	484,600
	6	191,600	223,300	286,700	357,700	486,500
	7	194,400	225,400	289,000	360,000	488,400
	8	197,300	227,400	291,400	362,600	490,300
	9	200,200	229,600	293,900	365,100	492,300
	10	203,200	232,000	296,500	367,300	494,300
	11	206,100	234,400	298,900	369,600	496,200
	12	209,000	236,800	301,500	371,700	498,100
	13	211,700	239,000	303,800	373,800	499,800
	14	213,400	241,300	305,800	376,300	501,600
	15	215,200	243,600	307,900	378,800	503,400
	16	216,900	245,900	309,800	381,200	505,300
	17	218,600	248,200	312,200	383,400	507,000
	18	220,400	251,300	314,800	385,700	508,700
	19	222,200	254,400	317,200	388,100	510,500
	20	223,800	257,500	319,600	390,400	512,400
	21	225,700	260,300	322,100	392,800	514,000
	22	227,600	263,300	325,000	395,300	515,600
	23	229,600	266,200	327,700	398,000	517,200
	24	231,600	269,100	330,800	400,600	518,700
	25	233,400	271,900	333,600	403,100	520,200
	26	235,400	274,500	336,400	405,600	521,600
	27	237,300	277,000	339,100	408,000	523,000
	28	239,300	279,700	342,000	410,500	524,300
	29	241,100	282,600	344,800	412,400	525,400
	30	243,000	284,800	347,300	414,900	526,400
	31	245,000	286,800	349,900	417,300	527,400
	32	247,000	289,000	352,300	419,700	528,400
	33	248,800	291,100	354,800	421,500	529,200
	34	250,800	293,200	357,000	423,800	530,000
	35	252,700	295,400	359,300	426,000	530,900
	36	254,600	297,400	361,400	428,300	531,800
	37	256,200	299,400	363,700	430,500	532,600
	38	257,900	301,300	365,800	432,700	533,500
	39	259,400	303,000	368,100	435,000	534,100
	40	261,000	304,800	370,300	437,300	534,600
	41	262,700	306,600	372,500	439,700	535,200
	42	263,900	308,800	374,500	441,900	535,900
	43	264,800	310,900	376,600	444,300	536,600
	44	265,900	313,300	378,700	446,700	537,100

再任職員及び任期付職員以外の職員

45	267,000	315,300	380,400	448,800	537,600
46	267,900	317,400	382,400	450,800	538,300
47	268,700	319,600	384,300	452,900	538,900
48	269,500	322,100	386,300	455,100	539,500
49	270,400	324,500	387,500	457,300	540,000
50	271,100	326,900	389,300	459,400	
51	271,800	329,200	391,000	461,700	
52	272,600	331,300	392,800	463,900	
53	273,500	333,600	393,900	465,700	
54	274,400	335,600	395,500	467,300	
55	275,300	337,500	397,000	469,000	
56	276,300	339,300	398,700	470,800	
57	277,100	341,200	400,100	472,200	
58	278,400	343,100	401,800	473,300	
59	279,500	345,000	403,400	474,400	
60	280,900	347,000	405,000	475,500	
61	282,100	348,800	406,300	476,600	
62	283,500	350,600	407,900	477,700	
63	284,800	352,500	409,400	478,800	
64	286,000	354,300	411,000	479,900	
65	287,100	356,200	412,400	480,900	
66	288,400	358,100	413,400	482,000	
67	289,700	359,900	414,400	483,000	
68	291,000	361,700	415,300	484,100	
69	292,400	363,300	416,300	485,000	
70	293,300	365,000	417,300	486,000	
71	294,300	366,800	418,400	487,000	
72	295,300	368,500	419,300	488,100	
73	296,400	369,900	420,000	489,000	
74	297,400	371,500	420,800	490,000	
75	298,500	372,900	421,800	491,000	
76	299,600	374,500	422,800	492,000	
77	300,400	376,200	423,800	492,900	
78	301,400	377,900	424,800	493,700	
79	302,300	379,500	425,800	494,600	
80	303,200	381,100	426,700	495,500	
81	304,000	382,600	427,400	496,300	
82	304,900	384,100	428,300	497,100	
83	305,800	385,600	429,200	497,900	
84	306,700	387,200	430,000	498,700	
85	307,300	388,200	430,900	499,200	
86	308,000	389,500	431,700	499,900	
87	308,700	390,900	432,500	500,700	
88	309,600	392,200	433,400	501,500	
89	310,500	393,600	434,100	502,200	
90	311,300	394,700	434,600	503,000	
91	312,100	395,800	435,200	503,600	
92	312,800	397,000	435,600	504,000	
93	313,500	397,800	436,100	504,500	
94	314,200	398,900	436,600	505,100	
95	314,900	400,000	437,000	505,600	
96	315,600	401,000	437,400	506,100	

97	316,000	401,900	437,600	506,500	
98	316,400	402,900	438,000		
99	316,800	403,900	438,300		
100	317,200	404,800	438,600		
101	317,500	405,600	438,900		
102	317,900	406,600	439,200		
103	318,200	407,600	439,500		
104	318,600	408,600	439,800		
105	319,100	409,200	440,000		
106	319,500	409,900	440,300		
107	320,000	410,600	440,600		
108	320,500	411,200	440,800		
109	320,900	411,700	441,000		
110	321,400	412,100	441,300		
111	321,800	412,400	441,600		
112	322,300	412,700	441,800		
113	322,600	412,900	442,000		
114	323,100	413,200			
115	323,500	413,500			
116	324,000	413,800			
117	324,300	414,000			
118	324,700	414,300			
119	325,200	414,600			
120	325,700	414,800			
121	325,900	415,000			
122	326,300	415,300			
123	326,800	415,600			
124	327,100	415,800			
125	327,300	416,000			
126	327,600				
127	328,100				
128	328,600				
129	328,800				
130	329,200				
131	329,700				
132	330,100				
133	330,300				
134	330,700				
135	331,200				
136	331,400				
137	331,700				
138	332,100				
139	332,500				
140	332,900				
141	333,400				
再任用職員	246,900	292,500	309,900	374,800	468,200
任期付職員	211,700				

備考 この表は、宝石美術専門学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第二條	山梨県学校職員給与条例の一部を次のように改正する。	第二十二條の四第二項第一号中「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百	十」を「百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の四十	に、「百分の五十二・五」を「百分の五十」に改める。	(山梨県一般職の任期付職員)の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)	第三條	山梨県一般職の任期付職員(平成十五年山梨県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。	第八條第三項中「及び」を「とあるのは「百分の百五十七・五」と、「」に、「	百分の百五十七・五」を「百分の百六十七・五」に改める。	第四條	山梨県一般職の任期付職員(平成十五年山梨県条例)の一部を次のよ	うに改正する。	第八條第三項中「とあるのは「百分の百五十七・五」と、「」を「及び」に、「	百分の百六十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。
-----	---------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------	--------------------------------------	-----	---	--------------------------------------	-----------------------------	-----	---------------------------------	---------	--------------------------------------	-----------------------------





山梨県学校職員給与条例新旧対照表（第一条関係）

新

旧

<p>(扶養手当)</p> <p>第十二条 扶養手当は、扶養親族のある教育職員に対して支給する。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第十二条 扶養手当は、扶養親族のある教育職員に対して支給する。</p>
<p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で、他に生計のみちがなく主として、その教育職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者）を含む。以下同じ。）</p> <p>二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあ</p>	<p>2 扶養親族とは、次に掲げるもので他に生計のみちがなく主としてその教育職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）</p> <p>二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあ</p>
<p>三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあ</p> <p>る子</p> <p>四 六十歳以上の父母及び祖父母</p> <p>五 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあ</p> <p>る弟妹</p> <p>六 重度心身障害者</p>	<p>三 六十歳以上の父母及び祖父母</p> <p>四 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあ</p> <p>る弟妹</p> <p>五 重度心身障害者</p>
<p>3 扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族（次条第三項において「扶養親族たる配偶者」という。）については一万三千円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」</p>	<p>3 扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族に</p> <p>ついては一万三</p> <p>千円、同項第二号から第五号までの扶養親族（次条において「扶</p>



という。)については一人につき九千円(教育職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については一万千円)、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(次条第一項第三号及び第四号並びに第三項において「扶養親族たる父母等」という。)については一人につき六千五百円(教育職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち一人については一万千円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間(以下この項及び次条第三項第三号において「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第十三条 新たに教育職員となつた者に扶養親族がある場合又は教育職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その教育職員は直ちにその旨(新たに教育職員となつた者に扶養親族がある場合又は教育職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その教育職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)を任命権者に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場

養親族たる子、父母等

という。)については一人につき六千五百円(教育職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については一万千円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間(以下この項及び次条第三項第三号において「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第十三条 新たに教育職員となつた者に扶養親族がある場合又は教育職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その教育職員は直ちにその旨(新たに教育職員となつた者に扶養親族がある場合又は教育職員に第一号に該当する事実が生じた場合において、その教育職員に配偶者がないときは、その旨を含む。)を任命権者に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場

合

二 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）

三 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教育職員が配偶者のない教育職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）

四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教育職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに教育職員となつた者に扶養親族がある場合においては、その者が教育職員となつた日、教育職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその教育職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている教育職員が、離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれ前者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている教育職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属す

合

二 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（前条第二項第二号又は第四号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）

三 扶養親族たる子、父母等がある教育職員が配偶者のない教育職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）

四 扶養親族たる子、父母等がある教育職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに教育職員となつた者に扶養親族がある場合においては、その者が教育職員となつた日、扶養親族がない教育職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている教育職員が、離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれ前者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている教育職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属す

る月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3) 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている教育職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある教育職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教育職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている教育職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある教育職員が配偶者のない教育職員となつた場

る月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3) 扶養手当は、これを受けている教育職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている教育職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合、扶養手当を受けている教育職員について同項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合又は教育職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている教育職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教育職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている教育職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の

合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている教育職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教育職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者のない教育職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている教育職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている教育職員の扶養親族で第一項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた場合

三 教育職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合

4 略

(地域手当)

第十三条の二 略

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の場合に、県内の地域に在勤する教育職員にあつては百分の三・五を、人事委員会規則で定める地域に在勤する教育職員にあつては

規定による届出に係るものがある教育職員が配偶者のない職員となつた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

4 略

(地域手当)

第十三条の二 略

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の場合に、県内の地域に在勤する教育職員にあつては百分の三・三を、人事委員会規則で定める地域に在勤する教育職員にあつては

次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一〇七 略

3 略

(勤勉手当)

第二十二条の四 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の教育職員のうち再任用職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、百分の九十（特定幹部職員にあつては、百分の百十）を乗じて得た額の総額

二 前項の教育職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十二・五（特定幹部職員にあつては、百分

次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一〇七 略

3 略

(勤勉手当)

第二十二条の四 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の教育職員のうち再任用職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、百分の八十（特定幹部職員にあつては、百分の百）を乗じて得た額の総額

二 前項の教育職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の三十七・五（特定幹部職員にあつては、百分

---

3  
5  
略

の五十二・五) を乗じて得た額の総額

---

3  
5  
略

の四十七・五) を乗じて得た額の総額

別表第二 (第五条関係) 教 育 職 給 料 表 (一)

職員の区分	職級の号	給料月額			
		1級	2級	特2級	3級
	1	156,200	199,500	280,000	328,200
	2	156,700	201,200	282,500	330,400
	3	158,200	202,900	284,800	332,700
	4	159,700	204,500	287,100	334,900
	5	161,400	206,400	289,700	337,100
	6	163,300	208,400	292,400	339,300
	7	165,100	209,800	294,300	341,600
	8	166,900	211,400	296,500	343,900
	9	168,700	213,200	298,800	345,800
	10	170,800	215,100	291,100	347,900
	11	172,800	217,000	283,500	349,100
	12	174,800	218,900	285,700	352,200
	13	176,800	220,600	288,100	354,300
	14	178,000	222,600	290,200	356,300
	15	181,200	224,600	292,100	358,300
	16	183,400	226,600	294,100	360,300
	17	186,700	228,500	296,300	362,100
	18	188,300	231,200	298,600	364,000
	19	190,800	233,900	301,300	366,000
	20	193,300	236,600	304,000	368,000
	21	195,800	239,200	306,300	369,700
	22	197,500	242,000	308,900	371,600
	23	199,200	244,600	311,200	373,500
	24	200,900	247,300	313,900	375,400
	25	202,400	249,800	316,500	376,800
	26	204,100	252,300	318,600	378,600
	27	205,800	254,800	321,200	380,400
	28	207,400	257,100	323,400	382,300
	29	208,900	259,800	325,700	384,200
	30	210,600	262,200	327,700	386,100
	31	212,300	264,400	329,900	388,000
	32	214,000	266,600	332,100	389,900
	33	215,600	268,800	334,100	391,700
	34	217,400	271,000	336,200	393,400
	35	219,200	273,200	338,400	395,000
	36	221,000	275,200	340,500	396,800
	37	222,600	277,500	342,600	398,600
	38	224,400	279,800	344,700	399,500
	39	226,200	281,300	346,900	400,900
	40	228,000	283,400	349,000	402,300
	41	229,700	285,200	351,100	404,000
	42	231,400	287,600	353,200	406,400
	43	233,000	289,900	355,200	408,700
	44	234,800	292,400	357,300	409,900
	45	236,200	294,500	359,200	409,400
	46	237,600	297,000	361,200	411,100
	47	238,900	299,300	363,200	412,600
	48	240,100	302,000	365,200	414,200
	49	241,600	304,400	366,900	415,900
	50	243,100	306,800	368,700	417,300
	51	244,300	309,300	370,600	418,900
	52	245,800	311,500	372,600	420,400

別表第二 (第五条関係) 教 育 職 給 料 表 (一)

職員の区分	職級の号	給料月額			
		1級	2級	特2級	3級
	1	153,600	197,800	258,200	327,200
	2	155,100	199,600	260,700	329,400
	3	156,600	201,200	263,000	331,700
	4	158,100	202,900	265,400	333,900
	5	159,800	204,700	268,000	336,200
	6	161,700	206,400	270,400	338,400
	7	163,500	208,100	272,600	340,700
	8	165,300	209,700	274,900	343,000
	9	167,100	211,500	277,200	345,000
	10	169,200	213,400	279,500	347,100
	11	171,100	215,300	281,800	349,300
	12	173,200	217,200	284,200	351,400
	13	175,200	218,900	286,600	353,600
	14	177,400	220,900	288,700	355,800
	15	179,600	222,900	290,700	357,900
	16	181,800	224,900	292,700	359,900
	17	184,100	226,800	294,900	361,900
	18	186,700	228,900	297,500	363,900
	19	189,200	232,200	300,000	365,900
	20	191,700	234,900	302,700	367,400
	21	194,200	237,500	305,200	369,200
	22	195,900	240,300	307,800	371,100
	23	197,600	242,900	310,200	373,000
	24	199,300	245,600	312,900	374,900
	25	200,800	248,100	315,500	376,400
	26	202,500	250,600	317,800	378,200
	27	204,200	253,100	320,200	380,000
	28	205,800	255,500	322,500	381,900
	29	207,300	258,200	324,800	383,800
	30	209,000	260,600	326,800	385,700
	31	210,700	262,900	329,000	387,600
	32	212,400	265,000	331,200	389,600
	33	214,000	267,200	333,300	391,300
	34	215,800	269,400	335,500	393,000
	35	217,600	271,600	337,700	394,600
	36	219,400	273,700	339,800	396,400
	37	221,000	276,000	342,000	397,600
	38	222,800	278,000	344,100	399,100
	39	224,600	280,000	346,300	400,500
	40	226,400	282,000	348,400	401,900
	41	228,100	283,900	350,500	403,600
	42	229,800	285,800	352,600	405,000
	43	231,400	288,700	354,600	406,800
	44	233,000	291,200	356,700	407,900
	45	234,600	293,400	358,800	409,400
	46	236,000	295,900	360,700	410,700
	47	237,300	298,300	362,700	412,200
	48	238,600	301,000	364,700	413,800
	49	240,100	303,400	366,500	415,500
	50	241,600	305,800	368,300	416,900
	51	242,800	308,300	370,200	418,500
	52	244,300	310,700	372,200	420,000

Table with columns for employee numbers (53-116), names, and various financial figures. The header indicates positions: 主任 (Chief), 係長 (Supervisor), and 庶務員 (Clerical staff).

Table with columns for employee numbers (53-116), names, and various financial figures. The header indicates positions: 主任 (Chief), 係長 (Supervisor), and 庶務員 (Clerical staff).



117	316,600	407,700			
118	317,100	408,200			
119	317,500	408,600			
120	318,000	409,000			
121	318,500	409,400			
122	318,900	409,700			
123	319,400	410,000			
124	319,900	410,200			
125	320,500	410,400			
126	320,800	410,700			
127	321,100	411,000			
128	321,400	411,200			
129	321,600	411,400			
130	321,900	411,700			
131	322,200	412,000			
132	322,500	412,200			
133	322,700	412,400			
134	322,900	412,700			
135	323,100	413,000			
136	323,400	413,200			
137	323,700	413,400			
138	323,900	413,700			
139	324,200	414,000			
140	324,500	414,200			
141	324,700	414,400			
142	324,900	414,700			
143	325,200	415,000			
144	325,400	415,200			
145	325,700	415,400			
146	325,900				
147	326,200				
148	326,500				
149	326,700				
150	326,900				
151	327,200				
152	327,500				
153	327,700				
再任用職	233,200	273,500	302,200	330,300	414,400
任期付職	199,500				

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する教育職員  
で人事委員会規則で定めるものに適用する。  
(二) この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、  
この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

117	316,200	407,300			
118	316,700	407,800			
119	317,100	408,200			
120	317,500	408,600			
121	318,100	409,000			
122	318,500	409,300			
123	319,000	409,600			
124	319,500	409,800			
125	320,100	410,000			
126	320,400	410,300			
127	320,700	410,600			
128	321,000	410,800			
129	321,200	411,000			
130	321,500	411,300			
131	321,800	411,600			
132	322,100	411,800			
133	322,300	412,000			
134	322,500	412,300			
135	322,700	412,600			
136	323,000	412,800			
137	323,300	413,000			
138	323,500	413,300			
139	323,800	413,600			
140	324,100	413,800			
141	324,300	414,000			
142	324,500	414,300			
143	324,800	414,600			
144	325,000	414,800			
145	325,300	415,000			
146	325,500				
147	325,800				
148	326,100				
149	326,300				
150	326,500				
151	326,800				
152	327,100				
153	327,300				
再任用職	232,800	273,100	301,800	329,900	414,000
任期付職	197,900				

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する教育職員  
で人事委員会規則で定めるものに適用する。  
(二) この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額  
は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第二(第五条関係)

## 教育職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級 号給	給料月額			
		1級	2級	特2級	3級
	1	155,200	171,100	260,000	289,000
	2	156,700	173,200	262,500	291,500
	3	158,200	175,300	264,000	294,000
	4	159,700	177,500	267,100	297,000
	5	161,400	179,500	269,700	299,500
	6	163,300	181,700	272,100	301,900
	7	165,100	183,900	274,300	304,200
	8	166,900	185,100	276,500	306,500
	9	168,700	186,400	278,800	309,000
	10	170,800	181,200	281,100	311,500
	11	172,800	183,500	283,500	314,000
	12	174,800	185,600	285,700	317,200
	13	176,800	189,500	288,100	319,700
	14	179,000	201,200	290,200	321,700
	15	181,200	202,900	292,100	323,700
	16	183,400	204,600	294,100	326,000
	17	185,700	206,400	296,300	328,200
	18	188,300	208,100	298,800	330,400
	19	190,800	209,800	301,300	332,700
	20	193,300	211,400	304,000	334,800
	21	195,800	213,200	306,300	337,100
	22	197,500	215,100	308,900	339,300
	23	199,200	217,000	311,200	341,600
	24	200,900	218,900	313,900	343,900
	25	202,400	220,600	316,500	345,800
	26	204,000	222,600	318,800	347,600
	27	205,600	224,600	321,200	349,500
	28	207,100	226,600	323,400	351,400
	29	208,800	228,500	325,700	353,200
	30	210,500	231,200	327,700	355,000
	31	212,200	233,900	329,900	358,700
	32	213,900	236,600	332,100	358,600
	33	215,400	239,200	334,100	360,200
	34	217,100	242,000	336,200	361,900
	35	218,800	244,600	338,300	363,600
	36	220,500	247,300	340,300	365,400
	37	222,000	249,800	342,300	367,300
	38	223,700	252,300	344,200	368,800
	39	225,400	254,800	346,100	370,300
	40	227,100	257,100	348,000	371,900
	41	228,700	259,800	349,900	373,100
	42	230,400	262,000	351,700	374,500
	43	232,000	264,400	353,500	375,900
	44	233,600	266,600	355,200	377,000
	45	235,300	268,800	357,000	378,500
	46	236,800	271,000	358,500	380,100
	47	238,200	273,200	360,200	381,700
	48	239,600	275,200	361,800	383,200

別表第二(第五条関係)

## 教育職給料表(二)

職員の 区分	職務 の級 号給	給料月額			
		1級	2級	特2級	3級
	1	153,500	169,500	258,200	287,300
	2	155,100	171,700	260,700	289,900
	3	156,600	173,700	263,000	292,800
	4	158,100	175,900	265,400	295,400
	5	159,800	177,900	268,000	297,900
	6	161,700	180,100	270,400	300,300
	7	163,500	182,300	272,600	302,700
	8	165,300	184,500	274,800	305,100
	9	167,100	186,800	277,200	307,600
	10	169,200	189,000	279,500	310,000
	11	171,200	192,000	281,900	312,000
	12	173,200	195,000	284,200	315,900
	13	175,200	197,900	286,600	318,500
	14	177,400	199,600	288,700	320,500
	15	179,600	201,200	290,700	322,600
	16	181,800	202,900	292,700	324,900
	17	184,100	204,700	294,900	327,200
	18	186,700	206,400	297,500	329,400
	19	189,200	208,100	300,000	331,700
	20	191,700	209,800	302,700	333,900
	21	194,200	211,500	305,200	336,200
	22	195,900	213,400	307,800	338,400
	23	197,600	215,300	310,200	340,700
	24	199,300	217,200	312,900	343,000
	25	200,800	218,900	315,500	345,000
	26	202,400	220,600	317,800	346,800
	27	204,000	222,900	320,200	348,700
	28	205,500	224,900	322,600	350,600
	29	207,200	226,800	324,800	352,500
	30	208,900	228,500	326,800	354,300
	31	210,600	230,200	329,000	356,000
	32	212,300	231,900	331,200	357,900
	33	213,800	233,500	333,300	359,600
	34	215,500	234,900	335,400	361,300
	35	217,200	237,000	337,400	363,000
	36	218,900	239,000	339,500	364,800
	37	220,400	241,100	341,600	366,700
	38	222,100	243,100	343,500	368,500
	39	223,800	245,100	345,500	369,800
	40	225,500	247,000	347,400	371,400
	41	227,100	248,900	349,300	372,700
	42	228,800	250,800	351,100	374,100
	43	230,400	252,600	352,900	375,500
	44	232,000	254,400	354,600	377,000
	45	233,700	256,200	356,400	378,500
	46	235,200	258,000	358,200	380,100
	47	236,600	260,000	359,700	381,700
	48	238,000	261,700	361,300	383,200

49	241,000	277,500	363,100	385,000
50	242,400	279,500	364,500	386,500
51	243,900	281,400	366,200	388,000
52	245,100	283,400	367,800	389,400
53	246,200	285,200	369,300	390,600
54	247,600	287,600	370,800	391,900
55	248,800	289,900	372,300	393,000
56	250,000	292,400	373,800	394,100
57	251,200	294,500	375,300	395,500
58	252,400	297,000	376,700	396,700
59	253,500	299,300	378,100	397,900
60	254,700	302,000	379,400	399,200
61	256,100	304,400	380,300	400,400
62	257,300	306,800	381,200	401,400
63	258,500	309,300	382,700	402,800
64	259,400	311,600	383,800	404,100
65	260,400	313,900	384,700	405,300
66	261,800	316,100	385,900	406,400
67	263,200	318,200	386,900	407,600
68	264,700	320,400	388,000	408,700
69	266,300	322,600	389,200	409,700
70	267,800	324,700	390,300	410,900
71	269,300	326,900	391,300	412,100
72	270,700	328,900	392,500	413,300
73	271,800	331,000	393,500	413,900
74	273,000	333,100	394,600	414,700
75	274,300	335,300	395,700	415,400
76	275,800	337,500	396,800	415,900
77	276,900	339,300	397,700	416,200
78	278,000	341,200	398,600	416,600
79	279,200	343,100	399,600	417,000
80	280,400	345,000	400,600	417,400
81	281,600	346,700	401,400	417,700
82	282,500	348,500	402,200	418,100
83	283,700	350,100	403,100	418,500
84	284,900	351,800	403,700	418,800
85	285,900	353,200	404,400	419,100
86	286,800	354,800	405,200	419,500
87	287,700	356,300	405,900	419,800
88	288,700	357,800	406,600	420,200
89	289,800	359,200	407,300	420,500
90	290,700	360,500	407,900	420,800
91	291,600	361,900	408,400	421,100
92	292,500	363,300	408,900	421,300
93	292,900	364,800	409,500	421,500
94	293,600	366,100	409,900	421,800
95	294,300	367,400	410,300	422,100
96	295,100	368,600	410,500	422,300
97	295,900	369,600	410,800	422,500
98	296,700	370,600	411,100	422,700
99	297,500	371,600	411,400	422,900
100	298,200	372,600	411,600	423,100
101	299,100	373,500	411,800	423,300
102	299,600	374,500	412,100	423,500
103	300,100	375,500	412,400	423,700
104	300,600	376,500	412,600	423,900

主任  
用職  
員及  
主任  
補付  
職員の  
以外

49	239,400	276,000	362,700	384,600
50	240,800	278,000	364,200	386,100
51	242,500	280,000	365,800	387,600
52	243,500	282,000	367,400	389,000
53	244,700	283,900	369,000	390,200
54	246,100	286,400	370,400	391,500
55	247,400	288,700	371,900	392,800
56	248,600	291,200	373,400	393,700
57	249,900	293,400	374,900	395,100
58	251,100	295,800	376,300	396,300
59	252,200	298,300	377,700	397,500
60	253,400	301,000	379,000	398,800
61	254,800	303,400	379,900	400,000
62	256,100	305,800	381,100	401,000
63	257,300	308,300	382,300	402,400
64	258,500	310,700	383,400	403,700
65	259,300	313,100	384,300	404,900
66	260,700	315,300	385,500	406,000
67	262,200	317,400	386,500	407,200
68	263,700	319,600	387,600	408,300
69	265,300	321,900	388,800	409,300
70	266,800	324,000	389,800	410,500
71	268,300	326,300	390,900	411,700
72	269,800	328,200	392,100	412,900
73	271,000	330,400	393,100	413,500
74	272,200	332,500	394,200	414,300
75	273,500	334,700	395,300	415,000
76	274,800	336,900	396,400	415,500
77	276,200	338,700	397,300	415,800
78	277,300	340,600	398,200	416,200
79	278,500	342,500	399,200	416,600
80	279,700	344,300	400,200	417,000
81	281,000	346,100	401,000	417,300
82	281,900	347,900	401,800	417,700
83	283,100	349,600	402,500	418,100
84	284,300	351,400	403,300	418,400
85	285,300	352,800	404,000	418,700
86	286,200	354,400	404,800	419,100
87	287,200	355,900	405,500	419,500
88	288,200	357,400	406,200	419,800
89	289,300	358,800	406,900	420,100
90	290,200	360,100	407,500	420,400
91	291,100	361,500	408,000	420,700
92	292,000	362,900	408,700	420,900
93	292,500	364,400	409,100	421,100
94	293,200	365,700	409,500	421,300
95	293,900	367,000	409,800	421,500
96	294,700	368,200	410,100	421,700
97	295,500	369,200	410,400	421,900
98	296,300	370,200	410,700	422,100
99	297,100	371,200	411,000	422,300
100	297,800	372,200	411,200	422,500
101	298,700	373,100	411,400	422,700
102	299,200	374,100	411,700	422,900
103	299,700	375,100	412,000	423,100
104	300,200	376,100	412,200	423,300

主任  
用職  
員及  
主任  
補付  
職員の  
以外

105	300,800	377,300	412,800		
106	301,200	378,200	413,100		
107	301,500	379,100	413,400		
108	301,700	380,100	413,600		
109	301,900	380,900	413,800		
110	302,100	381,900			
111	302,400	382,900			
112	302,700	383,900			
113	302,900	384,500			
114	303,100	385,400			
115	303,300	386,300			
116	303,600	387,200			
117	303,900	388,000			
118	304,200	388,700			
119	304,500	389,500			
120	304,800	390,300			
121	304,900	390,900			
122	305,100	391,700			
123	305,400	392,400			
124	305,700	393,100			
125	305,900	393,700			
126		394,400			
127		394,900			
128		395,500			
129	396,200	396,200			
130	396,800	396,800			
131	397,300	397,300			
132		397,900			
133		398,100			
134		398,400			
135		398,700			
136		399,000			
137		399,300			
138		399,600			
139		399,900			
140		400,200			
141	400,500	400,500			
142	400,800	400,800			
143	401,100	401,100			
144		401,400			
145		401,600			
146		401,900			
147		402,200			
148		402,400			
149	402,600	402,600			
150	402,900	402,900			
151	403,200	403,200			
152		403,400			
153		403,600			
154		403,900			
155		404,200			
156		404,400			
157		404,600			
重任 用職 員	224,400	270,300	297,300	323,600	404,400
在期 付職 員	199,600				

備考 (一) この表は、中学校及び小学校に勤務する教員職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。  
 (二) この表の適用を受ける教員職員のうち、その職務の級が3級である教員職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

105	300,400	376,900	412,400		
106	300,800	377,800	412,700		
107	301,100	378,700	413,000		
108	301,300	379,700	413,200		
109	301,500	380,500	413,400		
110	301,700	381,500			
111	302,000	382,500			
112	302,300	383,500			
113	302,500	384,100			
114	302,700	385,000			
115	302,900	385,800			
116	303,200	386,800			
117	303,500	387,600			
118	303,800	388,500			
119	304,100	389,100			
120	304,400	389,900			
121	304,500	390,500			
122	304,700	391,300			
123	305,000	392,000			
124	305,300	392,700			
125	305,500	393,300			
126		394,000			
127		394,500			
128		395,100			
129	395,800	395,800			
130	396,400	396,400			
131	396,900	396,900			
132		397,400			
133		397,700			
134		398,000			
135		398,300			
136		398,600			
137		398,900			
138		399,200			
139		399,500			
140		399,800			
141	400,100	400,100			
142	400,400	400,400			
143	400,700	400,700			
144		401,000			
145		401,200			
146		401,500			
147		401,800			
148		402,000			
149	402,200	402,200			
150	402,500	402,500			
151	402,800	402,800			
152		403,000			
153		403,200			
154		403,500			
155		403,800			
156		404,000			
157		404,200			
重任 用職 員	224,000	269,900	296,900	323,200	404,000
在期 付職 員	197,900				

備考 (一) この表は、中学校及び小学校に勤務する教員職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。  
 (二) この表の適用を受ける教員職員のうち、その職務の級が3級である教員職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第三 (第五系関係)

## 教育職給料表 (三)

職員の区分	職務の等級	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
1		178,200	213,000	272,600	343,300	476,200
2		180,800	215,100	275,600	346,300	478,100
3		183,400	217,200	278,400	349,400	480,200
4		186,100	219,300	281,200	352,700	482,700
5		188,800	221,200	284,100	355,500	484,600
6		191,600	223,300	286,700	357,700	486,500
7		194,400	225,400	289,400	360,000	488,400
8		197,300	227,400	291,400	362,500	490,300
9		200,200	229,600	293,900	365,100	492,300
10		203,200	232,000	296,500	367,300	494,300
11		206,100	234,400	298,900	369,500	496,200
12		209,000	236,800	301,500	371,700	498,100
13		211,700	239,000	303,800	373,800	499,800
14		213,400	241,300	305,800	376,300	501,600
15		215,200	243,600	307,500	378,500	503,400
16		216,900	245,900	309,800	381,200	505,300
17		218,600	248,200	312,200	383,400	507,000
18		220,400	251,300	314,800	385,700	508,700
19		222,200	254,400	317,200	388,100	510,500
20		223,800	257,500	319,600	390,400	512,400
21		225,700	260,300	322,100	392,800	514,000
22		227,600	263,300	325,000	395,300	515,600
23		229,600	266,200	327,700	398,000	517,200
24		231,600	269,100	330,800	400,800	518,700
25		233,400	271,900	333,600	403,100	520,200
26		235,400	274,500	336,400	405,600	521,600
27		237,300	277,000	339,100	408,000	523,000
28		239,300	279,700	342,000	410,500	524,300
29		241,100	282,600	344,800	412,400	525,400
30		243,000	284,800	347,300	414,900	526,400
31		245,000	286,800	349,900	417,300	527,400
32		247,000	289,000	352,300	419,700	528,400
33		248,800	291,100	354,800	421,500	529,200
34		250,800	293,200	357,000	423,800	530,000
35		252,700	295,400	359,300	426,000	530,900
36		254,600	297,400	361,400	428,300	531,800
37		256,200	299,400	363,700	430,500	532,200
38		257,900	301,300	365,800	432,700	532,600
39		259,400	303,000	367,800	434,900	533,000
40		261,000	304,800	370,300	437,300	533,400
41		262,700	306,600	372,500	439,700	533,800
42		263,900	308,800	374,500	441,900	534,200
43		265,100	310,900	376,600	444,300	534,600
44		265,900	313,300	378,700	446,700	534,700

別表第三 (第五系関係)

## 教育職給料表 (三)

職員の区分	職務の等級	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
1		176,500	211,200	270,700	341,700	476,800
2		179,100	213,300	273,700	344,800	478,900
3		181,700	215,400	276,500	347,900	480,200
4		184,400	217,500	279,300	351,200	482,700
5		187,100	219,400	282,200	354,300	484,200
6		189,900	221,500	284,800	356,400	486,100
7		192,700	223,600	287,100	358,500	488,000
8		195,600	225,600	289,600	361,400	489,900
9		198,500	227,800	292,100	364,000	491,900
10		201,500	230,200	294,700	366,200	493,900
11		204,400	232,600	297,100	368,500	495,800
12		207,300	235,000	299,700	370,700	497,700
13		210,000	237,200	302,000	372,800	499,400
14		211,700	239,500	304,000	375,300	501,200
15		213,400	241,800	306,100	377,800	503,000
16		215,100	244,100	308,200	380,300	504,900
17		216,800	246,400	310,600	382,600	506,600
18		218,600	249,500	313,200	384,900	508,300
19		220,400	252,600	315,700	387,300	510,100
20		222,200	255,700	318,100	389,600	512,000
21		223,900	258,500	320,600	392,100	513,600
22		225,800	261,500	323,600	394,600	515,200
23		227,800	264,400	326,300	397,300	516,800
24		229,800	267,300	329,400	399,900	518,300
25		231,600	270,100	332,400	402,400	519,800
26		233,600	272,900	335,200	404,900	521,200
27		235,600	275,200	338,000	407,300	522,600
28		237,600	277,900	340,900	409,800	523,900
29		239,400	280,800	343,700	411,800	525,200
30		241,300	283,000	346,200	414,300	526,400
31		243,300	285,000	348,800	416,700	527,600
32		245,300	287,200	351,300	419,100	528,800
33		247,100	289,400	353,800	421,100	529,800
34		249,100	291,500	356,000	423,400	530,600
35		251,000	293,700	358,300	425,600	531,400
36		252,900	295,800	360,600	427,900	532,200
37		254,500	297,800	362,900	430,100	532,600
38		256,200	299,900	365,000	432,300	533,000
39		257,700	301,500	367,300	434,500	533,400
40		259,400	303,300	369,500	436,700	533,800
41		261,100	305,200	371,800	439,300	534,200
42		262,300	307,500	373,800	441,500	534,600
43		263,500	309,900	375,900	443,900	535,000
44		264,300	312,000	378,000	446,300	535,400

45	287,000	315,300	380,400	448,800	537,600
46	287,900	317,400	382,400	450,800	537,900
47	288,700	319,600	384,500	452,900	538,900
48	289,500	322,100	388,300	455,100	539,500
49	270,400	324,500	387,500	457,300	540,000
50	271,100	326,900	389,300	459,400	
51	271,800	329,200	391,000	461,700	
52	272,600	331,300	392,800	463,900	
53	273,500	333,600	393,900	465,700	
54	274,400	335,600	395,500	467,300	
55	275,300	337,500	397,000	469,000	
56	276,300	339,300	398,700	470,800	
57	277,100	341,200	400,100	472,200	
58	278,400	343,100	401,800	473,300	
59	279,500	345,000	403,400	474,400	
60	280,900	347,000	405,000	476,500	
61	282,100	348,800	406,300	478,600	
62	283,500	350,600	407,900	477,700	
63	284,800	352,500	409,400	478,800	
64	286,000	354,300	411,600	479,900	
65	287,100	356,200	412,400	480,900	
66	288,400	358,100	413,400	482,000	
67	289,700	359,900	414,400	483,000	
68	291,000	361,700	415,300	484,100	
69	292,400	363,300	418,300	485,000	
70	293,300	365,000	417,300	486,000	
71	294,300	366,800	418,400	487,000	
72	295,300	368,500	419,300	488,100	
73	296,400	369,900	420,000	489,000	
74	297,400	371,500	420,800	490,000	
75	298,500	372,900	421,800	491,000	
76	299,600	374,500	422,800	492,000	
77	300,400	376,200	423,800	492,900	
78	301,400	377,900	424,800	493,700	
79	302,300	379,500	425,800	494,600	
80	303,200	381,100	426,700	495,600	
81	304,000	382,600	427,400	496,300	
82	304,900	384,100	428,300	497,100	
83	305,800	385,600	429,200	497,900	
84	306,700	387,200	430,000	498,700	
85	307,300	388,200	430,900	499,200	
86	308,000	389,500	431,700	499,900	
87	308,700	390,800	432,500	500,700	
88	309,600	392,200	433,400	501,500	
89	310,500	393,600	434,100	502,200	
90	311,300	394,700	434,600	503,000	
91	312,100	395,800	435,200	503,600	
92	312,800	397,000	435,600	504,000	
93	313,500	397,800	436,100	504,500	
94	314,200	398,900	436,600	505,100	
95	314,900	400,000	437,000	505,600	
96	315,600	401,000	437,400	506,100	

主任  
役員及  
取締役  
並びに  
支店長  
以外の  
職員

45	265,400	314,100	379,800	448,400	537,200
46	266,300	316,200	381,600	450,400	537,900
47	267,200	318,500	383,700	452,500	538,500
48	268,100	321,000	385,700	454,700	539,100
49	269,000	323,500	387,000	456,900	539,600
50	269,700	325,900	388,800	459,000	
51	270,500	328,200	390,500	461,300	
52	271,300	330,400	392,300	463,500	
53	272,200	332,700	393,500	465,300	
54	273,200	334,700	395,100	466,900	
55	274,100	336,600	396,600	468,600	
56	275,100	338,500	398,300	470,400	
57	276,000	340,400	399,700	471,800	
58	277,000	342,300	401,400	472,900	
59	278,500	344,300	403,000	474,000	
60	280,000	346,300	404,600	475,100	
61	281,200	348,200	405,900	476,200	
62	282,600	350,000	407,500	477,300	
63	283,900	351,900	409,000	478,400	
64	285,200	353,700	410,600	479,500	
65	286,300	355,600	412,000	480,500	
66	287,600	357,500	413,000	481,600	
67	288,900	359,300	414,000	482,600	
68	290,200	361,100	414,900	483,700	
69	291,600	362,800	415,900	484,600	
70	292,600	364,500	416,900	485,600	
71	293,600	366,300	418,000	486,600	
72	294,600	368,000	418,900	487,700	
73	295,800	369,500	419,600	488,600	
74	296,800	371,100	420,400	489,600	
75	297,900	372,900	421,400	490,600	
76	299,000	374,100	422,400	491,600	
77	299,800	375,800	423,400	492,500	
78	300,800	377,500	424,400	493,300	
79	301,800	379,100	425,400	494,200	
80	302,700	380,700	426,300	495,100	
81	303,500	382,200	427,000	495,900	
82	304,400	383,700	427,900	496,700	
83	305,300	385,200	428,800	497,500	
84	306,200	386,800	429,600	498,300	
85	306,900	387,800	430,500	498,800	
86	307,600	389,100	431,300	499,500	
87	308,300	390,500	432,100	500,300	
88	309,200	391,800	433,000	501,100	
89	310,100	393,200	433,700	501,800	
90	310,900	394,300	434,300	502,600	
91	311,700	395,400	434,600	503,200	
92	312,400	396,800	435,200	503,600	
93	313,100	397,400	435,700	504,100	
94	313,800	398,500	436,200	504,700	
95	314,500	399,600	436,600	505,200	
96	315,200	400,600	437,000	505,700	

主任  
役員及  
取締役  
並びに  
支店長  
以外の  
職員

97	316,000	401,000	437,000	506,500	
98	316,400	402,000	438,000		
99	316,800	403,000	438,500		
100	317,200	404,000	439,000		
101	317,500	405,000	439,500		
102	317,900	406,000	439,800		
103	318,200	407,000	439,900		
104	318,500	408,000	439,900		
105	319,100	409,000	440,000		
106	319,500	409,500	440,000		
107	320,000	410,000	440,000		
108	320,500	411,000	440,000		
109	320,900	411,700	441,000		
110	321,400	412,100	441,000		
111	321,800	412,400	441,000		
112	322,300	412,700	441,000		
113	322,600	412,900	442,000		
114	323,100	413,200			
115	323,500	413,500			
116	324,000	413,800			
117	324,300	414,000			
118	324,700	414,300			
119	325,200	414,600			
120	325,700	414,800			
121	325,900	415,000			
122	326,300	415,300			
123	326,800	415,600			
124	327,100	415,800			
125	327,300	416,000			
126	327,600				
127	328,100				
128	328,600				
129	328,800				
130	329,200				
131	329,700				
132	330,100				
133	330,300				
134	330,700				
135	331,200				
136	331,400				
137	331,700				
138	332,100				
139	332,500				
140	332,900				
141	333,400				
責任 用職 員	246,900	292,500	309,900	374,800	488,200
任期 付職 員	211,700				

備考 この表は、宝石美術専門学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

97	315,600	401,500	437,200	506,100	
98	316,000	402,500	437,600		
99	316,400	403,500	437,900		
100	316,800	404,400	438,200		
101	317,100	405,200	438,500		
102	317,500	406,200	438,800		
103	317,800	407,200	439,100		
104	318,200	408,200	439,400		
105	318,700	409,000	439,600		
106	319,100	409,500	439,900		
107	319,500	410,200	440,200		
108	320,100	410,800	440,400		
109	320,500	411,300	440,600		
110	321,000	411,700	440,900		
111	321,400	412,000	441,200		
112	321,900	412,300	441,400		
113	322,200	412,500	441,600		
114	322,700	412,800			
115	323,100	413,100			
116	323,500	413,400			
117	323,900	413,600			
118	324,300	413,900			
119	324,800	414,200			
120	325,300	414,400			
121	325,500	414,600			
122	325,900	414,900			
123	326,400	415,200			
124	326,700	415,400			
125	326,900	415,600			
126	327,200				
127	327,700				
128	328,200				
129	328,400				
130	328,800				
131	329,300				
132	329,700				
133	329,900				
134	330,300				
135	330,800				
136	331,000				
137	331,300				
138	331,700				
139	332,100				
140	332,500				
141	333,000				
責任 用職 員	246,500	292,100	309,500	374,400	487,900
任期 付職 員	210,000				

備考 この表は、宝石美術専門学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

山梨県学校職員給与条例新旧対照表（第一一条関係）

新

旧

（勤勉手当）

第二十二條の四 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の教育職員のうち再任用職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、百分の八十五（特定幹部職員にあつては、百分の百五）を乗じて得た額の総額

二 前項の教育職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十（特定幹部職員にあつては、百分の五十）を乗じて得た額の総額

3 5 略

（勤勉手当）

第二十二條の四 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の教育職員のうち再任用職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、百分の九十（特定幹部職員にあつては、百分の百十）を乗じて得た額の総額

二 前項の教育職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十二・五（特定幹部職員にあつては、百分の五十二・五）を乗じて得た額の総額

3 5 略



山梨県一般職の任期付職員採用及び給与の特例に関する条例新旧  
対照表 (第三条関係)

新 旧

<p>(特定任期付職員の給与に関する特例) 第七条 略</p>	<p>(特定任期付職員の給与に関する特例) 第七条 略</p>
<p>第八条 略</p>	<p>第八条 略</p>
<p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する山梨県学校職員給与条例第二十条の二 第一項及び第二項、第二十二條第二項並びに第二十二條の六第一 項の規定の適用については、同条例第二十条の二第一項及び第二 項中「第十一条の二第一項の県人事委員会が指定する職にある者 」とあるのは「山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例 」に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）第二条第一項 の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条例第二十二 条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十七 ・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十七 ・五」と、同条例第二十二條の六第一項中「第十一条の二第一項 の県人事委員会が指定する職にある者」とあるのは「山梨県一般 職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第二条第一項 の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>	<p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する山梨県学校職員給与条例第二十条の二 第一項及び第二項、第二十二條第二項並びに第二十二條の六第一 項の規定の適用については、同条例第二十条の二第一項及び第二 項中「第十一条の二第一項の県人事委員会が指定する職にある者 」とあるのは「山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例 」に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）第二条第一項 の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条例第二十二 条第二項中「百分の百二十二・五」及び「 百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十七 ・五」と、同条例第二十二條の六第一項中「第十一条の二第一項 の県人事委員会が指定する職にある者」とあるのは「山梨県一般 職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第二条第一項 の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p>
<p>4 略</p>	<p>4 略</p>

山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧  
対照表（第四条関係）

新

旧

（特定任期付職員の給与に関する特例）

第七条 略

（特定任期付職員の給与に関する特例）  
第七条 略

第八条 略

第八条 略

2 略

2 略

3 特定任期付職員に対する山梨県学校職員給与条例第二十条の二  
第一項及び第二項、第二十二條第二項並びに第二十二條の六第一  
項の規定の適用については、同条例第二十条の二第一項及び第二  
項中「第十一条の二第一項の県人事委員会が指定する職にある者  
」とあるのは「山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例  
」に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）第二条第一項  
の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条例第二十二  
条第二項中「百分の百二十二・五」及び「

3 特定任期付職員に対する山梨県学校職員給与条例第二十条の二  
第一項及び第二項、第二十二條第二項並びに第二十二條の六第一  
項の規定の適用については、同条例第二十条の二第一項及び第二  
項中「第十一条の二第一項の県人事委員会が指定する職にある者  
」とあるのは「山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例  
」に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）第二条第一項  
の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条例第二十二  
条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百五十七

百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十二  
・五」と、同条例第二十二條の六第一項中「第十一条の二第一項  
の県人事委員会が指定する職にある者」とあるのは「山梨県一般  
職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第二条第一項  
の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十七  
・五」と、同条例第二十二條の六第一項中「第十一条の二第一項  
の県人事委員会が指定する職にある者」とあるのは「山梨県一般  
職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第二条第一項  
の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

4 略

4 略

山梨県立学校職員給与条例 詭替表 (第二条関係)

詭替後

詭替前

(期末手当)

第二十二条 略

(期末手当)

第二十二条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百五十七・五、十二月に支給する場合には百分の百六十七・五を乗じて得た額（職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める教育職員（第二十二条の四において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百三十七・五を乗じて得た額（職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める教育職員（第二十二条の四において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

- 一 六箇月 百分の百
- 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- 四 三箇月未満 百分の三十

3 略

3 略

山梨県学校職員給与与条例 詠替表 (第四各条関係)

詠替後

詠替前

(期末手当)

第二十二条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百六十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百六十二・五を乗じて得た額（職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める教育職員（第二十二条の四において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 六箇月 百分の百
  - 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
  - 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
  - 四 三箇月未満 百分の三十
- 3 6 略

(期末手当)

第二十二条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五を乗じて得た額（職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める教育職員（第二十二条の四において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 六箇月 百分の百
  - 二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
  - 三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
  - 四 三箇月未満 百分の三十
- 3 6 略

# 平成 28 年給与等に関する報告・勧告の骨子

平成 28 年 10 月 17 日  
山梨県人事委員会

## 本年の給与勧告のポイント

- ① 月例給は、公民較差（3,406円、0.89%）を解消するため、人事院勧告に準じた給料月額の上上げ改定とともに、子に係る扶養手当の手当額、地域手当の支給割合の上上げ改定
- ② 特別給（期末手当及び勤勉手当）については、0.1月分引上げ

## I 給与勧告の基本的な考え方

- ・ 給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するもの
- ・ 本委員会は、公民給与を精密に比較し、民間の給与水準との均衡が保たれることを基本に、国や他の都道府県の職員の給与水準との均衡、物価及び生計費の動向等をも考慮に入れ勧告
- ・ 情勢適応の原則に基づき適正な職員給与を確保することは、効率的な行政運営の基盤であり、県民の理解を得る上でも重要

## II 民間給与との較差に基づく給与改定

### 1 民間給与との比較

112 民間事業所の 5,477 人の個人別給与を実地調査（期間：平成 28 年 5 月 1 日～6 月 17 日 完了率：88.9%）

#### 〈月例給〉

職員と民間の 4 月分給与を調査（ベースアップ中止、定期昇給の昇給額の据置き等を実施した企業の状況も反映）し、単純な平均値ではなく、職種、役職段階、年齢など給与決定要素の同じ者同士を比較

#### 職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A)-(B)
385,201 円	381,795 円	3,406 円 (0.89%)

※ 職員給与は、行政職給料表適用職員の平均給与月額（平均年齢 43.6 歳、平均経験年数 21.2 年）

#### 【参考】

人事院勧告における官民較差 708 円 (0.17%)

#### 〈特別給（期末手当及び勤勉手当）〉

昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

#### 民間と職員の特別給の支給状況

民間	職員
4.29 月分	4.20 月分

### 2 給与改定の考え方と内容

#### 〈月例給〉

##### (1) 給料表

- ・ 初任給は、民間との間に差があることを踏まえ、行政職給料表については 1,500 円、その他の給料表については行政職給料表を基本に引上げ
  - ・ 若年層についても、初任給と同程度の引上げ
  - ・ その他は、それぞれ 400 円の引上げを基本に改定（平均改定率 0.2%）
- (2) 扶養手当 子に係る手当額について、公民較差を考慮して引上げ
- (3) 地域手当 公民較差を考慮して引上げ
- ・ 県内の公署に勤務する職員については、支給割合を 3.5% とすることが適当
- (4) 初任給調整手当 給料表の改定状況を勘案し、医師等の手当限度額を引上げ

〈特別給（期末手当及び勤勉手当）〉

民間の支給割合との均衡を図るとともに、国家公務員の支給割合等を考慮し引上げ  
年間支給月数 4.20月 → 4.30月（0.1月分）

一般の職員の場合の支給月数

		6月期	12月期
28年度	期末手当 勤勉手当	1.225月（支給済） 0.800月（支給済）	1.375月（改定なし） 0.900月（現行0.800月）
29年度 以降	期末手当 勤勉手当	1.225月 0.850月	1.375月 0.850月

3 改定の実施時期等

- ・ 給料表、扶養手当、地域手当、初任給調整手当は平成28年4月1日
- ・ 特別給（期末手当及び勤勉手当）は同年12月1日

【参考】

1 平成28年4月の公民の給与較差に基づく給与改定額

行政職平均（新卒採用者を除く。）

年齢	経験年数	改定前		改定後		増減額（率）	
		給与月額	年間給与	給与月額	年間給与	月額	年間給与
43.6歳	21.2年	381,795円	6,261,000円	384,905円	6,348,000円	3,110円 (0.81%)	87,000円 (1.39%)

※ 給与月額は、給料、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当及びその他の手当で  
公民比較に使用した給与項目の合計額であり、年間給与は、4月の給与月額を基本に試算。

※ 扶養手当は、子に係る手当額を月額9,000円で試算。

2 最近の職員給与の改定状況

年度	較差 (%)	月例給 改定内容	特別給（月）		
			改定前	改定	改定後
平成17年度	▲0.37	給料表、扶養手当（配偶者）の引下げ等	4.4	0.05	4.45
平成18年度	▲0.07	地域手当の引下げ	4.45	—	4.45
平成19年度	0.99	給料表、扶養手当（子等）の引上げ等	4.45	0.05	4.5
平成20年度	0.02	医師の初任給調整手当の引上げ	4.5	—	4.5
平成21年度	▲0.14	給料表の引下げ	4.5	▲0.35	4.15
平成22年度	▲0.38	給料表、自宅に係る住居手当の引下げ	4.15	▲0.2	3.95
平成23年度	▲0.19	給料表の引下げ	3.95	—	3.95
平成24年度	▲0.00	月例給の改定なし	3.95	—	3.95
平成25年度	0.01	月例給の改定なし	3.95	▲0.05	3.9
平成26年度	0.22	給料表、初任給調整手当の引上げ、寒冷地手当の見直し等	3.9	0.2	4.1
平成27年度	0.41	給料表、地域手当、初任給調整手当の引上げ等	4.1	0.1	4.2
平成28年度	0.89	給料表、扶養手当、地域手当及び初任給調整手当の引上げ	4.2	0.1	4.3

### Ⅲ 扶養手当の見直し

- ・ 扶養手当について、本県においても、子に要する経費の実情や少子化対策が推進されていることに鑑み、子に係る手当額について10,000円を限度として引上げ改定を行っていくことが必要。
- ・ 配偶者に係る扶養手当、一定以上の給与水準にある職員の扶養手当及び職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る扶養手当について、人事院勧告に準じた月額を下限としていくことが適当。

### Ⅳ その他の給与上の課題

- ・ 教員給与について、職務に応じた、メリハリある教員給与体系の確立が必要なことから、今後も国及び他の都道府県の状況等に注視しつつ、適切に対応していくことが必要。
- ・ 再任用職員の勤勉手当について、国に準じ、「優秀」適用者の成績率を、「良好（標準）」適用者の成績率よりも一定程度高いものとなるよう設定することが必要。  
再任用職員の給与水準等について、今後、国における検討状況や他の都道府県の動向等に留意し、引き続き、研究・検討を進めていくことが必要。

### Ⅴ 給与勧告実施の要請

- ・ 人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として行われ、地方公務員法における情勢適応の原則に基づく適正な給与を確保する機能を有するもの。議会及び知事に対して、勧告どおり実施するよう要請。

### Ⅵ 公務運営に関する報告

#### 1 有為な人材の確保・育成

- ・ 有為な人材確保に当たっての競争が厳しさを増していることから、引き続き、任命権者と連携し、インターンシップなど、県の仕事のやりがい、魅力を伝える取組を強化するとともに、採用試験制度についても、国や他の都道府県の動向を注視しながら、研究・検討を進めていくことが必要。
- ・ 引き続き、職員の自己啓発や能力開発を支援するとともに、職員が研修等に参加しやすい環境整備を進めるなど、様々な機会や手段を通じて人材育成に取り組むことが必要。
- ・ 障害者の雇用について、合理的配慮の円滑な提供の検討を進めるとともに、一層の職場環境の整備を進めながら、今後とも障害者の雇用機会の確保に努めていくことが必要。

#### 2 能力・実績に基づく人事管理

- ・ 人事評価制度がより実効性のあるものとなるよう、評価者の評価能力向上に資する研修の充実に加え、運用実態の検証により評価制度自体の公正性、客観性を一層高めるとともに、評価結果を人事管理の基礎として活用するため、更なる取組を進めていくことが必要。

#### 3 職員の勤務環境の整備

##### (1) 家庭と仕事の両立支援

- ・ 職員の仕事と子育ての両立については、改正次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」に定めた具体的取組を進めているところであるが、今後、更なる取組の強化を期待。
- ・ 介護休暇の分割取得、介護時間（介護のために勤務時間を一部勤務しないこと）の新設、法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大等について、今後、国や他の都道府県の動向を注視しながら制度改正等について検討していくことが必要。

##### (2) 長時間労働の是正

- ・ 時間外勤務の縮減、適正化に向け、任命権者は「特定事業主行動計画」に定めた具体的取組を進めているところであるが、今後も、取組を強化、徹底していくことが必要。
- ・ 教育委員会は、教員の多忙化の改善に向け、より実効性のある取組を進めていくことが必要。

### (3) 年次有給休暇の取得促進

- ・ 任命権者においては、「特定事業主行動計画」に定めた具体的取組を進めているところであるが、年次有給休暇の取得日数は依然として目標には達していない状況。そのため、目標達成に向け、更なる取組を進めていくことが必要。

### (4) メンタルヘルス対策

- ・ 所属長等は、特定の職員に著しく業務の負荷をかけることのないよう適切な業務管理を心がけることが必要。
- ・ 今年度から実施されているストレスチェックは、これにより、職員個々のストレスの低減と職場環境の改善が見込まれ、職員のメンタル不調の発生予防の強化につながることを期待される。そのため、このストレスチェック制度が有効に機能するよう取組を進めていくことが必要。

### (5) ハラスメント防止対策

- ・ ハラスメントの防止に向け、任命権者は、引き続き、職員が相談しやすい環境づくりに配慮するとともに、職場研修や職員研修等を通じて、職員の理解を深めていくことが必要。
- ・ 妊娠、出産、育児休業・介護休暇等の取得等を理由として、上司・同僚等による不適切な言動等の就業環境を害する行為の防止のため、民間における措置内容や、国や他の都道府県の動向にも注視しながら、必要な対応を検討することが必要。

## 4 服務規律の確保

- ・ 県民の信頼なくして円滑な県政運営はあり得ず、職員は、自らの行動が公務全体の信用に大きく影響することを改めて自覚し、高い倫理観と使命感を持って行動するよう強く求める。
- ・ 任命権者においては、引き続き、服務規律の遵守と不祥事の根絶に向けた取組の一層の徹底が必要。

## 5 雇用と年金の接続

- ・ 引き続き、再任用職員の職域拡大に向けた取組を進めるとともに、再任用希望者の多様な専門的知識や経験を活用できる環境の整備が必要。
- ・ 再任用の実施状況を検証し、国や他の都道府県の状況を注視しながら、雇用と年金の接続の在り方について検討することが必要。



議案第 26 号

山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

上記条例は平成28年12月定例県議会への提案が予定されており、山梨県知事より教育委員会に対して意見を求められているため。

## 条例の概要

総務部人事課

題名	山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
趣旨	雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当について所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>1 条例改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成28年3月、雇用保険法等の一部を改正する法律が公布され、高年齢者の雇用を一層推進するため、65歳以降に新たに雇用される者を雇用保険の適用対象とすること等とされた(平成29年1月1日施行)。</li> <li>○ 県職員が退職後失業している場合には、雇用保険法による失業等給付程度の給付を保障する必要があるため、退職手当の額が、雇用保険法の適用を受けていたとしたならば支給された失業等給付の額を下回っている場合に、退職手当としてその差額を支給している。</li> <li>○ このため、失業者の退職手当について雇用保険法と同様の改正を行う必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 国家公務員退職手当法についても、雇用保険法等の一部を改正する法律において、同様の改正が行われたところである。</li> </ul> </li> </ul> <p>2 条例改正の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 65歳以降に新たに県職員となった者についても、条例の適用の対象者とする。</li> <li>(2) 新たに65歳以上の県職員に対しても、退職手当として、雇用保険法に規定する求職活動支援費等に相当する額を支給する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 求職活動支援費：公共職業安定所の紹介により、広範囲の地域にわたる求職活動をする場合に支給される交通費等</li> </ul> </li> </ul>
施行期日	平成29年1月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし





する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあっては、	期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属	）と、同条第二項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職	する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続きいた在職期間	下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有	（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）の施行の日（以	例第七条の規定の適用については、同条第一項中「在職期間」とあるのは「在職期間	五項又は第六項の勤続期間を計算する場合における山梨県職員の退職手当に関する条	る改正後の山梨県職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第十条第	る改正前の雇用保険法第六条第一号に掲げる者に該当するものにつき、この条例によ	雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）第二条の規定によ	（昭和四十九年法律第十六号）第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば	）であつて、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法
--	--	---------------------------------------	---	--	--	--	--	--	--	--	---------------------------------------	--

て	わ	て	に	で	年	退	い	に	(	す	第	零
は	た	適	よ	き	以	職	て	よ	以	る	三	(
な	る	用	る	る	内	手	「	る	下	場	条	)
お	求	し	退	者	に	当	旧	改	「	合	例	」
従	職	、	職	と	旧	が	条	正	施	を	第	と
前	活	退	手	な	条	支	例	前	行	含	十	す
の	動	職	当	っ	例	給	「	の	日	む	条	る
例	を	員	の	た	第	さ	と	山	と	。	第	。
に	し	で	支	者	十	れ	い	梨	い	(	十	
よ	た	あ	給	あ	五	て	。	県	う	規	一	
る	も	っ	を	っ	項	い	。	職	。	定	項	
	の	て	受	て	又	る	。	員	。	は	(	
	に	施	け	施	は	場	。	の	。	、	第	
	対	行	る	行	第	合	。	退	。	退	六	
	す	日	こ	日	六	に	。	職	。	職	号	
	る	前	と	以	項	お	。	員	。	員	に	
	広	に	が	後	の	け	。	で	。	あ	係	
	域	公	で	に	規	る	。	っ	。	っ	る	
	求	共	き	新	定	当	。	求	。	求	部	
	職	同	る	条	に	該	。	職	。	職	分	
	活	業	者	例	よ	行	。	活	。	活	に	
	動	安	と	第	る	為	。	動	。	動	限	
	費	定	な	十	退	を	。	に	。	に	り	
	に	所	っ	条	職	除	。	伴	。	伴	、	
	相	の	て	第	手	く	。	い	。	い	同	
	当	紹	い	五	当	。	。	な	。	な	条	
	す	介	な	項	の	。	。	い	。	い	第	
	る	に	い	か	支	。	。	こ	。	こ	十	
	退	よ	な	ら	給	。	。	の	。	の	五	
	職	り	い	第	を	。	。	条	。	条	項	
	手	広	な	八	受	。	。	例	。	例	に	
	当	範	い	項	け	。	。	の	。	の	お	
	の	囲	な	ま	る	。	。	施	。	施	い	
	支	の	い	で	こ	。	。	行	。	行	て	
	給	地	な	の	と	。	。	に	。	に	準	
	に	域	い	規	が	。	。	関	。	関	用	
	つ	に	な	定	が	。	。	し	。	し		
	い	に	い			。	。	た	。	た		
						。	。	も	。	も		
						。	。	の	。	の		
						。	。	(	。	(		
						。	。	施	。	施		
						。	。	行	。	行		
						。	。	日	。	日		
						。	。	前	。	前		
						。	。	一	。	一		

る。		提案理由																		第四号
。これが、この条例案を提出する理由である。	雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当について所要の改正を行う必要がある																			新条例第十号第十五項において準用する同条第十一項（第四号に係る部分に限
																				る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、
																				退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する新条例第十号第十一項第四号
																				に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
																				第五条 施行日前に旧条例第十号第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受け
																				ることのできる者となつた者（施行日以後に新条例第十号第五項から第八項までの規
																				定による退職手当の支給を受けることができる者となつた者を除く。）に対する新条
																				例第十号第十一項第五号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお
																				従前の例による。

山梨県職員の退職手当に関する条例新旧対照表

新

旧

(失業者の退職手当)

第十条 略

2、4 略

5 勤続期間六月以上で退職した職員（第七項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者と

みなしたならば

同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者に該当するものうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

一 略

二 その者を雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数

(失業者の退職手当)

第十条 略

2、4 略

5 勤続期間六月以上で退職した職員（第七項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に該当するものうち、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第二号に掲げる額から第一号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

一 略

二 その者を雇用保険法第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第十七条第一項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第二十条第一項第一号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数



を同法第三十七条の四第三項の規定による期間の年月数と  
みなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受ける  
ことができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

6 勤続期間六月以上で退職した職員（第八項の規定に該当する者  
を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定す  
る被保険者と

みなしたならば

同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者に該当  
するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が  
一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の  
例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給  
を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を  
、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給  
の条件に従い支給する。

7  
10 略

11 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、  
第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることがで  
きる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当  
該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定によ  
る技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又  
は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

を同法第三十七条の四第三項前段の規定による期間の年月数と  
みなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受ける  
ことができる高年齢求職者給付金の額に相当する額

6 勤続期間六月以上で退職した職員（第八項の規定に該当する者  
を除く。）であつて、その者を雇用保険法第四条第一項に規定す  
る被保険者と、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体  
の事務を同法第五条第一項に規定する適用事業とみなしたならば  
同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者に該当  
するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が  
一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第二号の規定の  
例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給  
を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を  
、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給  
の条件に従い支給する。

7  
10 略

11 第一項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、  
第一項又は第三項の規定による退職手当の支給を受けることがで  
きる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当  
該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定によ  
る技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又  
は広域求職活動費の支給の条件に従い支給する。

一五 略

六 求職活動に伴い雇用保険法第五十九条第一項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第二項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

12  
14 略

15 第十一項の規定は、第五項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第五項又は第六項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。）及び第七項又は第八項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第七項又は第八項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第十一項中「次の各号」とあるのは「第四号から第六号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16  
17 略

一五 略

六 公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者 雇用保険法第五十九条第二項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額

12  
14 略

15 第十一項の規定は、第七項  
又は第八項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これら の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して六箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第十一項中「次の各号」とあるのは「第四号から第六号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。

16  
17 略

議案第 27 号

職員の処分について [別途資料配付]

議案第 28 号

山梨県立図書館の指定管理者の指定について

提案理由

指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要がある。

公の施設の名称	山梨県立図書館
指定管理者となる 団体	甲府市貢川一丁目4番27号
	きらっとやまなし共同事業体
指定の期間	平成29年4月1日から平成33年3月31日まで



山梨県立図書館の指定管理者の候補者について

山梨県立図書館の指定管理者の候補者については、山梨県立図書館指定管理者選定委員会における審査結果を踏まえ、下記のとおり選定しました。

なお、指定管理者の指定については、本年12月県議会の議決を経た後に行います。

1 公の施設の名称	山梨県立図書館
2 指定の期間	平成29年4月1日～平成33年3月31日
3 応募団体	きらっとやまなし共同事業体
4 指定管理者の候補者	<p>名称：きらっとやまなし共同事業体</p> <p>(株) SPSやまなし 甲府ビルサービス (株) (株) NTTファシリティーズ</p> <p>住所：甲府市貢川一丁目4番27号</p>
5 候補者の選定理由	<p>(1) 選定理由・講評等</p> <p>○ 候補者（きらっとやまなし共同事業体）の提案は、賑わいの創出や県民の生涯学習の場の提供など、県が示した管理運営業務の方針及び基準に合致したものである。</p> <p>また、人員配置の工夫や職員研修計画も確立されており、安定した図書館運営が期待できると評価した。</p> <p>共同事業体における構成企業の役割分担が明確であるとともに、施設の管理運営について十分な知識や経験を有し、利用者サービスの向上、適切な施設の維持管理等に期待が持てることから、本施設の指定管理者の候補者として選定することとした。</p> <p>なお、今後は山梨らしさや地域性を捉えた事業及び経費削減に取り組まれるとともに、利用における公平性の確保に、より一層努められたい。</p> <p>(2) 選定基準及び採点結果は別紙のとおり</p>
6 指定管理者選定委員会の概要	<p>(1) 委員会の構成</p> <p>委員長：山梨学院大学法学部 教授 永井健夫 委員：勝俣公認会計士事務所 所長 勝俣高明 委員：青山学院大学教育人間科学部 准教授 野末俊比古 委員：(株) サン・グローバル総合研究所 代表取締役 藤田泰一 委員：(公財) 山梨総合研究所 専務理事 村田俊也</p> <p>(2) 審査日時</p> <p>第1回：平成28年6月2日 概要：募集要項、審査基準の検討等 第2回：平成28年9月12日 概要：応募団体ヒアリング、企画提案審査 第3回：平成28年10月7日 概要：指定管理者の候補者の選定及び選定結果報告書の作成</p>

○採点結果

選定基準及び審査項目	配点	きらっとやまなし 共同事業体
1 図書館の管理運営の方針等の総合的な事項 ・運営方針等 ・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性	5	2.7
2 事業計画の内容が、図書館の効用を發揮することができる ものであること ・利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果 ・サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	20	12.5
3 事業計画の内容が、図書館の適正かつ効率的な管理を図る ことができるものであること ・施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性 ・施設の維持管理の効率性	15	10.5
4 県民の平等な利用を確保することができるものであること ・平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	5	2.5
5 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能 力及び経理的基礎を有していること ・安定的な運営が可能となる人的能力 ・安定的な運営が可能となる経理的基礎	5	2.0
6 自主企画事業の実施 ・自主企画事業の考え方、具体的手法及び期待される効果	10	5.5
7 図書館の管理運営に係る経費	40	36.0
・提案価格	35	35.0
・利用料金の納付率	5	1.0
合 計	100	71.7

○提案価格〔4か年〕

きらっとやまなし共同事業体 329,016千円

(参考：4か年の平均 82,254千円)

※ 選定委員会の審査結果の詳細については、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号）に基づき、行政文書の開示請求を行うことができます。

議案第 29 号

山梨県図書館協議会委員の委嘱・任命について

図書館法第14条及び第15条並びに山梨県附属機関の設置に関する条例により、山梨県図書館協議会委員を別紙のとおり委嘱・任命する。

提案理由

現山梨県図書館協議会委員は、平成28年12月3日をもって任期満了となることから、その後任を委嘱・任命する必要がある。  
これが、この議案を提出する理由である。



件名	山梨県図書館協議会委員の委嘱・任命について	
確 認 事 項	1 法的根拠	図書館法第14条及び第15条並びに山梨県附属機関の設置に関する条例により設置する。
	2 職務	図書館法第14条第2項の規定による山梨県立図書館の館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に意見を述べる。
	3 最近の諮問・具申事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「県立図書館の運営及び活動に関する新施策の展開についてービジネス支援、民間活力の導入など、新たな視点から図書館経営をめざすためにー」 (平成14～15年度)</li> <li>・「これからの県立図書館の在り方についてー県立図書館の役割をどのように考え、実践していくかー」 (平成16～17年度)</li> <li>・「課題解決型サービスの充実に向けて」 (平成18～20年度)</li> <li>・「ユニバーサルデザインを踏まえたサービスと資料の整備・充実について」 (平成21～22年度)</li> <li>・「新県立図書館のサービス、管理・運営について」 (平成22～23年度)</li> <li>・「県立図書館のサービス、管理・運営について」 (平成24～26年度)</li> <li>・「山梨県民図書館としてのサービスについて ー6つのコンセプトの具現化を目指してー」 (平成26～28年度)</li> </ul>
	4 委員の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育の関係者</li> <li>・社会教育の関係者</li> <li>・家庭教育の向上に資する活動を行う者</li> <li>・学識経験のある者</li> </ul>
	5 委員の定数	15名 うち2名は、県民から幅広く意見を聴くため、公募委員とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公募期間 平成28年9月1日～9月31日</li> <li>・応募者数 10名(男性6名 女性4名)</li> <li>・選考 平成28年10月18日、山梨県図書館協議会公募委員選考要領に基づき選考を行い、2名(男性1名 女性1名)の候補者を選考した。</li> </ul>
	6 委員の任期	2年(平成28年12月4日～平成30年12月3日)
	7 委員の委嘱	教育委員会が委嘱する。
協議事項	○ 委員の委嘱・任命及び構成について <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年12月4日～平成30年12月3日任期の山梨県図書館協議会委員の委嘱・任命を別紙(案)のとおりとしたい。</li> <li>※ 人選については、法律及び山梨県附属機関の設置に関する条例により、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者及び学識経験のある者から、男女比、地域、年齢などを考慮して選考した。</li> </ul>	

山梨県図書館協議会の根拠法令について

○ 図書館法（昭和二十五年四月三十日法律第百十八号）

第二章 公立図書館

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

○ 山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十年三月二十九日山梨県条例第三号）

第二条

2 教育委員会の附属機関として、次に掲げる機関を設置する。

山梨県図書館協議会

別表第一（第二条、第四条関係）

二 教育委員会の附属機関

附属機関	担 任 事 務	委員の定数	委員の要件	委員の任期
山梨県図書館協議会	図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第十四号第二項の規定による山梨県立図書館の運営に関する事項の調査審議及び意見の具申に関する事務	十五人	一 学校教育の関係者 二 社会教育の関係者 三 家庭教育の向上に資する活動を行う者 四 学識経験のある者	二年

(平成28年11月24日 定例教育委員会)

		課名	学術文化財課
件名	周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）内における無断開発について		
概要	<p>南アルプス市内の2ヶ所の埋蔵文化財包蔵地（向第1遺跡<sup>むかい</sup>、村前東A遺跡<sup>むらまえひがし</sup>）内において、株式会社NTTドコモ（以下、NTTドコモ）が携帯電話基地局（以下、基地局）を建設する際に、文化財保護法（以下、法）第93条に基づく届出を行わず、無断開発が行われた。</p> <p>このため、本来実施すべき試掘調査や発掘調査を行うことができず、埋蔵文化財包蔵地の一部が壊される事案が発生した。</p> <p>なお、この事案については、施工業者による有印公文書の偽造も行われており、非常に悪質な事案である。</p>		
経緯	<p>○平成28年6月29日（水）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・南アルプス市教育委員会に株式会社ミライト（NTTドコモの元請負業者で無断開発当時は、大明建設株式会社と名乗る）より「向第1遺跡に建設した基地局は、平成23年度に試掘調査を行い問題がない（許可が出ている）ので、舗装工事を進めてよいか」との電話照会があった。</li> <li>・南アルプス市教育委員会が確認した結果、向第1遺跡について法第93条の届出及び試掘調査を実施した記録がないため、無断開発が行われたと判明した。</li> </ul> <p>○7月4日（月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・午前、南アルプス市教育委員会が学術文化財課に来課し、正式に報告を受けた。</li> <li>・午後、学術文化財課職員2名が現地の無断開発の状況を確認した。</li> </ul> <p>○8月10日（水）・8月29日（月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NTTドコモへの聞き取りを実施した。</li> <li>・新たに南アルプス市内の村前東A遺跡において、同様な無断開発が判明した。</li> </ul> <p>○9月30日（金）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村教育委員会に対し、これまで建設された基地局が埋蔵文化財包蔵地内であるかの確認と法第93条による届出の有無を照会した。（NTTドコモが過去10年間に山梨県内で建設した基地局全546件の位置情報も添付）</li> </ul> <p>○11月8日（火）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・照会の結果、現時点において埋蔵文化財包蔵地において無断開発された基地局は、この2件のみと判明した。</li> </ul>		
聞き取りで確認された事項	<p>【南アルプス市教育委員会】（7月4日、8月3日実施）</p> <p>○南アルプス市教育委員会は、大廣建設株式会社（2次請負）社員と法第93条の届出及び試掘調査の必要性について協議していることを埋蔵文化財受付連絡票で確認した。（平成22年7月窓口照会、平成22年12月電話連絡の記録がある。）</p> <p>その後、南アルプス市教育委員会には一切の連絡等はなかった。</p> <p>【NTTドコモ】（8月10日、8月29日実施）</p> <p>○向第1遺跡と村前東A遺跡が法第93条の届出をせずに、無断開発されたことを確認した。</p> <p>○向第1遺跡と村前東A遺跡において、南アルプス市教育委員会が試掘調査を実施のうえ開発の許可をしたかのような有印公文書が、大廣建設株式会社（2次請負）社員により偽造され、NTTドコモに提出されたことにより無断開発が行われたことを確認した。</p>		

<p>無断開発の概要</p>	<p>【向第1遺跡】          施工期間：平成25年1月24日～同年7月31日          場 所：山梨県南アルプス市十日市場字向858番地1          発注者：NTTドコモ（高さ約40m級の鉄塔）          設置目的：南アルプス市内への携帯電話サービスの提供のための基地局建設          無断開発の規模：面積73.96㎡ 深さ1.5mの範囲</p> <p>【村前東A遺跡】          施工期間：平成25年1月24日～同年6月28日          場 所：山梨県南アルプス市吉田字前原660番4          発注者：NTTドコモ（高さ約30m級の鉄柱）          設置目的：南アルプス市内への携帯電話サービスの提供のための基地局建設          無断開発の規模：面積20.25㎡ 深さ1.5mの範囲</p>
<p>原因</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 直接的な原因は             <ul style="list-style-type: none"> <li>・大廣建設株式会社（2次請負）社員が、南アルプス市教育委員会に提出すべき法第93条の届出文書をNTTドコモに作成を依頼し、受理しておきながら、実際は提出しなかったこと。</li> <li>・大廣建設株式会社（2次請負）社員が「埋蔵文化財の調査は不要である」とする南アルプス市教育委員会教育長名の有印公文書を偽造し、NTTドコモに虚偽の報告をしたことなどが挙げられる。</li> </ul> </li> <li>○ あわせて、発注者であるNTTドコモは、建設する全ての基地局を「法規制チェックシート」に基づき進捗管理をすることとしていたが、一部形骸化していたことが原因と考えられる。</li> </ul>
<p>NTTドコモへの対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 書面による嚴重注意を行い、埋蔵文化財保護の再認識と法規制手続きの点検方法の強化を求める。</li> <li>○ 再発防止策を含めた顛末書を提出させる。              ※なお、法第93条は罰則規定がない。</li> </ul>
<p>再発防止策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 提出させた顛末書と本事案を、ホームページで公開する。</li> <li>○ 文化庁に対して、本事案を報告し、無断開発等が発生しないよう全国的な周知を依頼する。</li> <li>○ 建設、建築、造園、管工事業等、幅広く掘削工事等を担う事業者が加盟する（一社）山梨県建設産業団体連合会に対し、埋蔵文化財保護に対する理解と協力を依頼する。</li> <li>○ 各市町村教育委員会教育長に対し、本事案の報告とともに、より一層の埋蔵文化財保護を文書で依頼する。</li> <li>○ 市町村教育委員会文化財関係主管課長・担当者会議等において、無断開発が二度と起きないように点検方法の見直しを行うなど、再発防止の検討を行う。</li> <li>※ NTTドコモは、県入札参加資格者に含まれるため、指名停止等を所管する部局に本事案の報告を行う。</li> </ul>